

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び日出町契約事務規則(平成26年日出町規則第15号)第26条の規定に基づき公告する。

平成30年 7月 2日

日出町長 本田 博文

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか日出町電子入札運用基準による。

第1 競争に付する事項

1	工 事 名	平成30年度 第一号交通安全施設設置工事
2	工 事 場 所	大分県速見郡日出町 一円
3	工 期	本契約締結の日の翌日から 75日間 まで
4	工 事 概 要	交通安全施設設置 カーブミラー 7.0 基 ガードレール 22.0 m 区画線 1,332.2 m その他 1 式
5	予 定 価 格	3,024,000 円 (予定価格 × 100/108 = 2,800,000 円)
6	最 低 制 限 価 格	落札者決定後に公表する。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)から(3)のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 企業

次の表において、1から5のすべての要件を満たしていること。

区 分	要 件	備 考
1 業 種	とび・土工・コンクリート工事	日出町が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(平成23年日出町告示第1号)による資格認定(格付)
2 等 級		
3 許 可 区 分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第3条第1項 第1号又は 第2号
4 総合評定値(P点)		
5 企業の施工実績	下記、(3)の2の要件を満たすこと。	

(2) 配置予定技術者

次の表において、1から4のすべての要件を満たす主任技術者を配置できること。

1 国家資格等	土木施工管理技士の資格を有すること。
2 監理技術者資格等	
3 施工経験	
4 雇用関係等	

(3) 本店所在地等

次の表において、1の本店又は支店等所在地に対応して、2から4の要件をすべて満たしていること。

1 本店又は支店等所在地	九州管内に本店又は支店を有し、大分県内に常時連絡の取れる事務所を有していること。
2 企業における同種工事の施工実績	平成27年4月1日以降に請負い、証明資料提出期限の日までに履行した ガードレール、カーブミラーが主である工事において、元請として1工事あたり 130万円以上の公共工事を受注し、自社施工による実績を有する者であること。(道路改良、道路舗装が主である工事による受注実績は不可)
3 年間平均完成工事高	
4 配置予定技術者における同種工事の施工経験	

※ 1 ・本店＝建設業法に基づく主たる営業所 ・支店等＝日出町との契約について委任を受けた営業所

2 企業における同種工事の施工経験の対象となる工事については、平成27年4月1日以降請け負い、証明資料の提出期限までに完成し、引渡しを行ったものとする。なお、工事は元請として施工したものに限る。また、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が30%以上の場合に限る。

第3 入札手続等

1 入札担当部署

入札及び契約担当課	部署: 日出町契約検査室
	住所: 大分県速見郡日出町2974番地1(日出町役場新館3階)
	電話: 0977-73-3117

2 本公告の写しの交付の期間、場所及び方法

(1)	交付期間	自 平成30年7月2日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 平成30年7月13日 17時00分	
(2)	交付場所	日出町契約検査室	
(3)	交付方法	インターネット(大分県共同利用型入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)によるほか直接交付(開庁日に限る。)も行う。	

3 設計図書等の閲覧

(1)	閲覧期間	自 平成30年7月2日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 平成30年7月13日 17時00分	
(2)	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム(https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp)による。	

4 設計図書等に対する質問

(1)	受付期間	自 平成30年7月3日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 平成30年7月9日 17時00分	
(2)	提出先	日出町契約検査室	
(3)	提出方法等	設計図書等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参し、提出すること。(任意様式) ※郵送又は電送等によるものは受け付けない。	

5 上記4の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。)

(1)	閲覧期間	自 平成30年7月10日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 平成30年7月13日 17時00分	
(2)	閲覧場所	日出町契約検査室	

6 競争参加資格証明資料(以下「証明資料」という。)の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第5による。

(1)	提出期間	自 平成30年7月2日 9時00分	※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。
		至 平成30年7月10日 17時00分	
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る。)による場合は封書にし、日出町契約検査室へ提出すること。(提出期間は(1)に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。)	

7 入札書の提出

(1)	提出期間	自 平成30年7月11日 9時00分	平成30年7月13日 17時00分
		至 平成30年7月13日 17時00分	
(2)	提出方法等	原則として、電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る。)による場合は封書にし、平成30年7月13日 17時00分 に、日出町契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は、原則として1回とする。	

8 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

(1)	提出期間	自 平成30年7月11日 9時00分	平成30年7月13日 17時00分
		至 平成30年7月13日 17時00分	
(2)	提出方法等	電子入札システムによる。 なお、紙入札(承認を受けたものに限る。)による場合は封書にし、平成30年7月13日 17時00分 に、日出町契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。	

9 開札

(1)	予定日時	平成30年7月17日 9時00分
(2)	場所	日出町契約検査室
(3)	立会	開札の立会は、日出町電子入札立会要領による。

第4 入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。(提出方法は、第3の8による。) なお、入札金額内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。
2	作成方法、審査基準等は、建設工事における日出町入札金額内訳書取扱要領によること。 なお、「入札金額内訳書の提出について【注意事項】」を参考とすること。
3	提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限るものとし、他の形式で保存されている場合は、入札金額内訳書を提出していないものとみなす。

第5 申請書等の作成

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、申請書等を提出すること。(提出方法は、第3の6による。)

なお、作成に当たっては下表によるほか、別添「申請書及び資料の作成における注意事項」を参照すること。

提出書類	提出様式	添付書類
1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号(その1)	—
2 競争参加資格状況表	様式第2号(その1)	総合評定値通知書の写し(審査基準日が平成28年10月1日から平成29年9月30日の間で直近のもの) 県工事競争入札参加資格について(通知)の写し(平成30・31年度分)
3 施工実績	様式第3号	契約書の写し又は竣工CORINSの写し等工事内容が確認できる資料
4 配置予定の技術者の資格	様式第4号	配置予定技術者の保有する資格等が確認できる免状等の写し 健康保険被保険者証の写し若しくは雇用保険に加入していることが確認できる証明資料
5 留意事項		
		(1) 提出がない場合(未記入及び様式が異なる等記載内容が確認できない場合を含む。)には、競争参加資格がないものとして取扱い、その者のした入札を無効とする。 (2) 添付書類は、兼ねることができる。 (3) 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。 (4) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (5) 提出された申請書及び証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。 (6) 提出された証明資料等は、返却しない。

第6 入札参加資格事項等の共通事項

次の表において、1から5のすべての要件を満たしていること。

区分	要件
1 入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2 指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても日出町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準(平成19年日出町告示第27号。以下「指名停止措置基準」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3 排除措置の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても日出町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成25年日出町告示第11号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
4 不渡りの有無	開札予定日以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5 倒産手続等の有無	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

第7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1 説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第8の3の(5)の通知の日の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2 回答	1の書面を提出した者に対しては、建設工事指名委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は1に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。

第8 その他の事項

1 入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2 開札の立会い	(1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 (2) 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。 (3) 詳細は、日出町電子入札立会要領による。

3	事後審査及び落札者の決定方法	<p>(1)開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。</p> <p>(2)入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みを確認した他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続きを行う。)</p> <p>(3)(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。</p> <p>(4)落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)以内に行うものとする。ただし、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。</p> <p>(5)(2)の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。</p>
4	入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>(1)入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>(2)競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>(3)同一の入札について2以上の入札をした者のした入札</p> <p>(4)同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札</p> <p>(5)入札金額の訂正に訂正印のない入札</p> <p>(6)入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札</p> <p>(7)電子入札にあつては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札</p> <p>(8)電子入札にあつては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札</p> <p>(9)公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(10)申請書又は資料を提出しなかった者のした入札</p> <p>(11)申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札</p> <p>(12)入札金額内訳書の提出を求めた場合において、正当な理由なく提出期限までに入札金額内訳書を提出しなかった者のした入札</p> <p>(13)入札金額内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札</p> <p>(14)最低制限価格未満の金額の入札</p> <p>(15)その他入札に関する条件に違反した入札</p>
5	支払い条件	<p>(1)前金払い 有り</p> <p>(2)中間前金払 有り</p> <p>(3)部分払い 有り(1回)</p>
6	その他	<p>(1)この公告に定めのない事項については、日出町要件設定型一般競争入札実施要領(電子入札用)(平成23年日出町告示第42号)、地方自治法、地方自治法施行令、日出町契約事務規則(平成26年日出町規則第15号)、日出町公共工事請負契約約款(平成10年日出町告示第4号)、日出町談合情報対応マニュアル(平成23年日出町訓令第11号)、日出町最低制限価格制度実施要領(平成29年日出町告示第30号)、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。</p> <p>(2)申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3)契約担当者は、開札後、落札者決定をするまでの間に落札候補者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効とするものとする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効としたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>ア 指名停止措置基準に基づく指名停止措置を受けたとき。</p> <p>イ この入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4)契約担当者は、落札者決定後、契約締結(議会案件の場合は、仮契約後の議会議決)までの間に落札者が(3)の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行ったことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(5)本工事において下請負契約が生じた時は、日出町内に本店を有している者を優先して活用するように努めること。</p> <p>(6)本工事における工事材料のうち、日出町に本店を有する者から購入可能な材料がある場合は、その者から優先して購入するように努めること。</p> <p>(7)入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(8)配置予定技術者又は既配置技術者の交代については、真にやむを得ない理由(死亡、傷病、退職等)がある場合これを認めるものとするが、当該配置予定技術者又は既配置技術者の交代が生じたときは、この公告に示した資格条件を満たす者を配置するものとする。</p> <p>(9)入札者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。</p> <p>(10)契約担当者は、必要があると認められる場合は、開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、開札の延期又は中止を行ったことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(11)電子入札の取扱いについては、日出町電子入札運用基準によるものとする。</p> <p>(12)入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。</p> <p>(13)契約書類の提出に必要な費用は落札者の負担とする。</p> <p>(14)その他不明な点は、日出町契約検査室まで照会のこと。</p>